

保育所面積基準緩和の考え方

経緯・背景

- 地域主権改革推進一括法案が現在国会で継続審議中

(法案の内容)

- ・ 保育所の設置運営基準を都道府県等が制定する条例に委任
- ・ 条例制定の基準は以下の3つに分類
 - <従すべき基準> 職員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準
 - <標準> 利用定員
 - <参照すべき基準> 上記以外の施設・設備・運営基準

※ただし、東京等の一部の地域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室面積基準に係る規定は「標準」とする。
(合理的な理由がある範囲内で、基準の緩和が可能)

- ◆ 地域主権改革推進一括法案が成立した場合、保育所の設置運営基準は都道府県等が制定する条例で規定することとなる。
面積基準緩和の対象地域を含む都道府県等においては、基準緩和についての検討が必要である。

(法案に対する都の考え方)

- ◆ 都はこれまで、大都市に見合った面積基準など、運営上の様々な創意工夫が可能となるよう保育所制度の改善について国に提案要求してきたが、今回の法案はそれを一部実現するものである。

認証保育所の実績

- 平成13年度の制度創設以来、10年間の運営実績がある。
- これまで、子供の安全確保等に支障をきたすことなく、適切に保育サービスが提供されている。
- 都民の広範な支持を得て、設置数は着実に増加している。

	類型	施設数	定員
平成22年4月現在 設 置 数	A型	438か所	15,469人
	B型	90か所	1,838人
	合計	528か所	17,307人

面積基準に関する都の考え方

【保育サービス拡充に向けたこれまでの都の取組】

- 待機児童の解消は喫緊の課題。とりわけ3歳未満の低年齢児への対応は急務。

- ・ 低年齢児の保育サービス拡充のため、保育所の計画的な整備(認可分園・認証を含む)を推進している。
- ・ 区市が独自に上乗せ基準を設定するなど、現行でも、既存施設の定員拡充や定員の弾力化の余地があり、区市町村及び事業者に対して、積極的な取組を働きかけている。



待機児童は依然として増加(平成22年4月現在 8,435人)

潜在的ニーズも含めた保育サービスの需要は、就学前児童人口の44%(現在の整備率は32%)

【さらなる取組の強化】

地域主権改革推進一括法案が成立した場合には、一人でも多く待機児童を解消できるよう、都条例で保育所の面積基準を一部緩和する。

※都が定める基準はあくまでも最低基準

※具体的にどのような面積基準を適用するかは、保育の実施主体である区市町村の判断

【面積基準緩和の効果】

- ・ 施設を新設する場合に比べて即効性があり、毎年変動する地域の保育ニーズに応じて、既存施設の柔軟かつ有効な活用が可能。
- ・ 待機児童問題が深刻な1歳児(既に既存施設を概ねフル活用)について、更なる弾力的受け入れが可能となる。

【具体的な面積基準】

- 都条例で定める保育所の面積基準は、現行の認可基準と同じ基準とする。ただし、厚生労働大臣が指定する面積基準の緩和が可能な地域においては、認証保育所の実績を踏まえて、認証保育所A型の基準を準用する。

<案> 0歳児、1歳児1人当たり 3.3m²以上とする。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、1人当たり2.5m²以上とする。

- ・ 年度途中の弾力化とする理由：今回の国の緩和措置は、待機児童解消までの地域を限定した一時的措置であり、待機児童が解消されれば、国が定める基準に従う必要があるため。